

## 民泊（住宅宿泊事業）の定期報告について

1. 住宅宿泊事業の年間宿泊日数の上限は 180 日です。  
(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、180日を超えてはいけません)
2. 住宅宿泊事業者は、2か月に1度、届出住宅ごとに、宿泊日数の定期報告を行う義務があります。(管理業者などの代行業者ではなく、住宅宿泊事業者の義務です。)

対象月	4・5月分	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分
報告期限	6月15日	8月15日	10月15日	12月15日	2月15日	4月15日

3. 宿泊実績が0日の場合も、「0日」という報告が必要です。  
(例) 4～5月の実績が0日 ⇒ 6月15日の締切日に、「0日」と報告
4. 届出が受理された住宅は、宿泊実績の有無に関わらず、次回締切日に報告が必要です。  
(例) 5月31日に届出受理 ⇒ 6月15日の締切日に4・5月分の報告
5. 住宅宿泊事業の廃止届が受理されない限り、宿泊日数の報告義務は継続します。  
廃業した場合は、必ずお手続きください。
6. 住宅宿泊事業の届出をして、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業  
(特区民泊) の認定を受けている住宅は、両方の事業の制約が全て適用されます。  
制約：年間宿泊日数 180 日以内、宿泊日数の定期報告義務、最低宿泊日数 2 泊 3 日

◎ 1年間に180日を超えて宿泊させた場合は、旅館業法違反です。

**予約を停止する等、180日を超えないよう管理してください。**

(違反した場合、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金、もしくはその両方が科されることがあります。)

◎ 宿泊日数の定期報告を行わない場合は、住宅宿泊事業法違反です。

**忘れずに必ずご報告ください。**

(違反した場合、30万円以下の罰金が科されることがあります。)

定期報告の方法は、下記 URL または右の QR コードから、大阪市ホームページ「大阪市長への定期報告の手引き」にアクセスし、確認してください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000504602.html>



※次のページに、英語版 (English version)、中国語版 (中文版)、韓国語版 (한국어판) についての案内があります。

## 民泊（住宅宿泊事業）の定期報告について

- **English version**  
Periodic Report for Minpaku (Private Lodging Business)



(URL)

[https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000504/504602/sinpou\\_e.pdf](https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000504/504602/sinpou_e.pdf)

- **中文版**  
有关民宿（住宅住宿事业）的定期报告制度



(URL)

[https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000504/504602/sinpou\\_c.pdf](https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000504/504602/sinpou_c.pdf)

- **한국어판**  
민박(주택 숙박사업)의 정기보고에 대하여



(URL)

[https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000504/504602/sinpou\\_k.pdf](https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000504/504602/sinpou_k.pdf)

問合せ先：大阪市経済戦略局観光部観光課（観光施策担当）

TEL：06-6469-5156 メールアドレス：teiki-houkoku@city.osaka.lg.jp